

(規 約)

第1章 事業

- 1 共同購買事業
- 2 共同積算処理事業
- 3 共同受注事業
共同受注事業工事配分基準規約（工事配分施工）による
- 4 団体協約の締結
 - ・AIG災害保障制度
 - ・AIG自動車任意保険
 - ・AIG第3者賠償保険制度
- 5 福利厚生
- 6 交流工事（法定労災適用者である事）

第2章 組合員

1 組合員の資格

定款 第3章 第8条 1. 2. 第9条 1. 2. に定める他に

- (1) 組合が定める災害保障制度に加入した者
- (2) 労災保険加入業者
(特別労災加入保険又は一人親方保険)

2 加入

定款 第3章 第8条 1. 2. 第9条 1. 2. に定める他に

- (1) 組合員全員の投票により反対者10%以下（端数切捨て）とすること
- (2) 小規模の事業者とは従業員30名未満かつ年商5億未満の事業者である事（新規加入者に限る）
- (3) 交流工事を利用する場合は派遣する者は法定労災適用者である事
- (4) 組合の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資金
150,000円が必要。

3 賛助会員

- (1) 賛助会員の会費は、
直接取引業者 月会費¥10,000円
間接的取引業者 (メーカー等) 理事会にて協議の上、月会費又は
年会費として決定する。
- (2) 特別賛助会員 月会費¥5,000円
- (3) 入会条件他詳細は、別紙細則通りとする。

第3章 慶弔・見舞い

- 1 組合員の慶弔は、金5万円 生花一对とする。
- 2 組合員の病気・見舞いは、入院5日以上で 金1万円とする。
- 3 組合員の家族の慶弔は、代表者の一親等迄は 金1万円 生花一对とする。
- 4 組合員 本人 又は 家族の慶事には祝電を組合より打つものとする。
- 5 功労者表彰
組合員在籍中に、特別功労した組合員には退職又は構成企業の代表者でなくなった時点にて感謝状と金一封(3万円)を贈呈するものとする。
尚、特別功労の基準は時の理事役員会にて決定する。

*尚、慶弔の連絡は事務局に必ず連絡する。事務局が連絡取れない場合は、理事長に連絡するものとする。

賛助会員 細則

組合の趣向に賛同し、本会の事業の円滑な実施に協力しようとする者。

入会条件

- 1 当組合の趣向に賛同し、協力する者。(同業者としては、元請40%以下の業者 及び 通産届け出業者とする)
- 2 組合員の推薦 及び 理事・役員会の承認を得た業者。
- 3 会費は、直接取引業者 月会費¥10,000円
間接取引業者(メーカー等) 理事会にて協議の上、月会費または
年会費として決定する。

当組合事業に対する参加条件

- 1 当組合の工事協力体制を利用するものは、当組合 災害補償制度 又は同等の補償制度に加入しなければならない。
- 2 当組合 研修旅行・研修見学会 等は 参加自由とし、参加の場合は実費を支払うものとする。
- 3 当組合の組合員に対しての営業活動は 自由とするが、定例会 及び事務局を利用する場合は、理事会にて検討するため事前に事務局に届け出るものとする。

令和 4年 9月17日 改定